

# 業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

地方独立行政法人市立東大阪医療センター退職給付債務算定業務

## 2. 業務の目的

地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員に係る退職給付債務等を算出し、平成31年度の退職給付引当金の算定等に活用するため、専門業者に委託するもの。

## 3. 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

## 4. 委託業務の内容

地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員の退職給付債務の算定を行う。

### (1) 算定条件

退職給付債務の算定は、次の条件で行うこととする。

- ① 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」等に基づき、原則法により退職給付引当金及び基準日後1年間における勤務費用等を算定する。
- ② 退職手当の支給基準は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員退職手当規程（平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第8号、平成30年3月27日最終改正）によるものとする。なお、規程改正に伴う「過去勤務費用」の算定（平成29年9月30日基準）含む。
- ③ 算定区分は、「医師」と「その他職員」、対象職員の各個人ごとの退職給付債務、勤務費用を算出する。
- ④ 算定に関する諸条件は、委託者及び受託者の協議の上、決定するものとする。
- ⑤ 算定に用いるデータ等は、受託者の要求に基づき、委託者が必要と認める範囲で提供する。

算定基準日：平成30年9月30日

算定対象職員数：747名

(内訳：医師112名、その他職員635名)

なお、人数は目安であり、計算実施時点までに増減がある。

### (2) 成果物

- ・退職給付債務計算結果報告書
- ・計算結果の詳細内訳（個人別明細書）
- ・計算過程の資料（計算基礎率等）
- ・計算結果の電子データ（エクセル等で編集が可能なデータ）

## 5. 支払い方法

業務完了後の一括払いとし、委託者は、適正な請求書の受理後、30日以内に支払うものとする。

## 6. 留意事項

- (1) 受託者は、電話、FAX及び電子メール等の方法により、計算結果に関する委託者からの相談、質問等に応じること。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。受託期間終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分協議して決定するものとする